

一般社団法人成蹊会 選挙管理委員会規則

制 定 平成24年 6月14日 成蹊会理事会
最新改定 令和 2年11月 6日 成蹊会 会長

(目 的)

第1条 本規則は、一般社団法人成蹊会（以下、「成蹊会」という。）代議員選任規程（以下、「規程」という。）第2条に基づき、代議員選挙実施のため、選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）の運営及び代議員選挙実施に関し必要な事項を定める。

(正会員数の調査)

第2条 委員会は、代議員選挙が行われる前年度の3月31日を基準日として各学校及び学部卒業生の正会員数を調査し、理事会に報告する。

(選挙人名簿の作成)

第3条 委員会は、規程第9条に基づき、当該代議員選挙につき、速やかに選挙区ごとに選挙人名簿を作成し、備え置くものとする。

- 2 前項の選挙人名簿は、選挙を行う年度ごとに作成するものとする。
- 3 選挙人名簿には、氏名及び会員番号並びに住所（郵便番号を含む）を記載する。

(選挙区の移動手続)

第4条 委員会は、規程第11条に定める選挙区の移動に必要な次の各号に定める手続を実施するものとする。

- (1) 移動手続実施の公示
- (2) 移動者の資格審査
- (3) 移動者の決定
- (4) 移動者の公示

(候補者の公募)

第5条 規程第12条に基づいて委員会が行う代議員候補者の公募の要項には、各選挙区の代議員定数、選挙の日程、立候補者の資格、選挙人の資格のほか、代議員選挙に必要な事項を記載する。

(立候補の届出等)

第6条 規程第13条第1項の立候補届は、別紙書式1のとおりとする。

- 2 代議員になろうとする者は、委員会が指定した期日までに、前項の立候補届を郵送もしくはEメールにて委員会に提出しなければならない。なお、同日付の消印のあるものは、有効とする。
- 3 立候補届を提出した者は、委員会に届け出ることにより、立候補を取り下げることができる。
- 4 前項の立候補の取下げは、規程第14条の立候補者名簿の公示の1週間前（連休を挟む場合は8日前）の締切日までに、別紙書式2により届け出なければならない。なお、郵送により届け出る場合は締切日必着とし、持参して届け出る場合は締切日の午後5時まで成蹊会事務室で受け付けるものとする。

(立候補届の審査等)

第7条 次の各号に掲げる立候補届は、無効とする。

- (1) 所定の事項の一部または全部の記載を欠くもの
- (2) 規程第9条の被選挙人の資格を有しない者が提出したもの
- (3) 成蹊会定款第13条第3項の再任制限に該当する代議員が提出したもの
- (4) 第3条の選挙人名簿に記載されていない者が提出したもの
- (5) 届出者が規程第10条及び第11条に定める被選挙権を有する選挙区から立候補していないもの
- (6) 立候補者の意思に基づかないもの
- (7) 規程第13条第1項の推薦人のないもの

2 委員会は、立候補届に前項各号の一に該当する無効事由を発見したときは、届出者に公募期間末日までの補正を求めるとともに、その期間内に補正がなされない場合は、立候補届の無効を宣言しなければならない。

3 委員会は、前項の無効の宣言を行ったときは、速やかに理事会に報告しなければならない。

(立候補者名簿)

第8条 規程第14条に基づいて委員会が公示する立候補者名簿には、立候補届の記載に基づき、氏名、選挙区名、勤務先、年齢、成蹊会活動履歴及び抱負を記載する。

2 立候補者名簿は、選挙区ごとに作成するものとする。

(投票)

第9条 規程第15条に基づいて行われる代議員選挙の投票は、郵送によるものとし、委員会が公示した投票日までに、投票用紙を郵送にて委員会に提出しなければならない。なお、同日付の消印のあるものは、有効とする。

(開票及び当選者の確定)

第10条 委員会は、投票日後速やかに開票を行い、当選者を確定する。

2 前項にかかわらず、選挙区の代議員立候補者数が定数を超えなかった場合は、委員会は、当該選挙区の有効な立候補者全員を当選者として確定する。

(無効の票)

第11条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用していないもの
- (2) 規程第15条第1項の方法によらないもの
- (3) その他委員会が無効と判断したもの

2 委員会は、前項により投票を無効としたときは、速やかに理事会に報告しなければならない。

(当選者への通知)

第12条 委員会は、第10条により確定した選挙結果を、速やかに当選者に文書で通知する。

(投票用紙の保管管理)

第13条 委員会は、郵送された投票用紙を、次の選挙における当選者の確定までの間、保管管理する。ただし、選挙に関する訴訟が提起されている場合は、当該訴訟が終結するまでの間、保管管理する。

(規則の改廃)

第14条 本規則の改廃は、会長が委員会の意見を聴取して行う。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月17日改定)

1 第6条「(3)成蹊会定款第12条第2項」を「(3)成蹊会定款第13条第3項」と訂正する。

附 則 (平成26年9月4日改定)

1 第3条の次に新第4条を加入し、従前の第4条を第5条とし、以下各条を繰り下げる。
2 第7条第1項第5号「規程第10条に定める」を「規程第10条及び第11条に定める」に変更する。

附 則 (平成26年10月30日改定)

1 第6条第4項「公示の前日の午後5時までに」を「公示の1週間前(連休を挟む場合は8日前)の締切日までに」に変更する。
2 第6条第4項に「なお、郵送により届け出る場合は締切日必着とし、持参して届け出る場合は締切日の午後5時まで成蹊会事務室で受け付けるものとする。」を追加する。

附 則 (令和2年11月6日改定)

1 第6条第2項「郵送にて委員会に提出」を「郵送もしくはEメールにて委員会に提出」に変更する。

書式1

書式2

書式3

書式4